

【市内業者・準市内業者】

平成30年度以降の「解体工事」に関する入札参加資格審査の取扱い

対象	区分	入札参加資格審査の申請		
		H30年度登録 (H29.12月受付)	H31年度登録 (H30.12月受付)	H32年度登録 (H31.12月受付)
経過措置適用者	建設業許可	「とび・土工工事業」許可で申請可	「解体工事業」許可が必要	
	経営事項審査	「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」 ※経過措置表示のない経審の場合は「とび・土工・コンクリート」	「解体」	
上記以外	建設業許可	「解体工事業」許可が必要		
	経営事項審査	「解体」		